

消費税確定申告書を作成するためには、 「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、**原則^(注)**として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注) 中小事業者の特例については、裏面の「中小事業者の税額計算の特例」をご参照ください。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

区分	適用時期 令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ（経費の例）

帳簿（経費）

2019年 月 日	内容	金額
8 XX	水道光熱費 (○市)	△,△△△
⋮ ⋮	⋮	⋮
11 XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (○商店、文具代)	○,○○○
11 XX	接待交際費※ (○屋、お菓子代)	□,□□□
⋮ ⋮	⋮	⋮
	2019年合計	○○○,○○○

(旧税率対象)

※軽減税率対象品目

旧8%対象 ▲▲▲,▲▲▲

8%対象 ■■■,■■■

10%対象 ●●●,●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表2-2（令和元年9月30日までの取引分）

	⋯	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る 支払対価の額	⋯	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1（令和元年10月1日からの取引分）

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る 支払対価の額	■ ■ ■, ■ ■ ■	● ● ●, ● ● ●	○○○,○○○

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。

2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

消費税確定申告書付表の作成



決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。**

このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるように、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「課税取引金額計算表（事業所得用）」（以下「計算表」といいます。）等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

（注） 個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表（事業所得用）」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

課 税 取 引 金 額 計 算 表

（令和 年分）

（事業所得用）

科 目		決 算 額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A－B) C	R1.9.30以前(※2)	R1.10.1以後(※2)	
					うち旧税率 6.3％適用分 D	うち軽減税率 6.24％適用分 E	うち標準税率 7.8％適用分 F
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	①	円	円	円	円	円	円
売上原価	期首商品棚卸高	②					
	仕 入 金 額	③					
	小 計	④					
	期末商品棚卸高	⑤					
	差 引 原 価	⑥					
差 引 金 額	⑦						
租 税 公 課	⑧						
荷 造 運 賃	⑨						
水 道 光 熱 費	⑩						
旅 費 交 通 費	⑪						

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^{（注）}については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

（注） 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。

